

第70号

# お茶の水女子大学学報

昭和53年7月1日  
お茶の水女子大学庶務課

## 目 次

関係法令	1
学内規程	1
人事	7
学事	8
諸報	10
日誌(抄)	11

## 関係法令

### 【法 律】

- 恩給法等の一部を改正する法律(法律第37号、5月1日官報号外)
- 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(法律第47号、5月16日官報)
- 昭和42年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(法律第58号、5月31日官報)
- 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律(法律第65号、6月9日官報)
- 国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律(法律第79号、6月21日官報)

### 【政 令】

- 勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令(政令第169号、5月16日官報)
- 児童手当法施行令の一部を改正する政令(政令第204号、5月30日官報)
- 国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令(政令第207号、5月31日官報号外)
- 昭和42年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第208号、5月31日官報号外)
- 国家公務員共済組合法による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令(政令第209号、5月31日官報号外)

○文部省組織令等の一部を改正する政令(政令第240号、6月17日官報)

### 【府 令】

- 科学技術研究調査規則の一部を改正する總理府令(總理府令第24号、5月10日官報号外)
- 恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する總理府令(總理府令第28号、5月24日官報)

### 【省 令】

- 勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令(労働省令第24号、5月16日官報)
- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(文部省令第23号、5月30日官報)
- 国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令(文部省令第24号、5月30日官報)
- 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(文部省令第25号、6月17日官報)
- 文部省定員規則等の一部を改正する省令(文部省令第28号、6月17日官報)
- 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(文部省令第29号、6月23日官報)
- 文部省共済組合運営規則の一部を改正する件(文部省告示第96号、5月2日官報)

## 学 内 規 程

- お茶の水女子大学規則第9号の一部を改正する細則(お茶の水女子大学志賀高原体育運動場使用内規の一部を改正する細則を次のように定める。)昭和53年5月9日  
お茶の水女子大学長(市吉寅三)  
お茶の水女子大学志賀高原体育運動場使用内規の一部を改正する細則(お茶の水女子大学志賀高原体育運動場使用内規の一部を次のように改正する。)

題名中「使用内規」を「使用細則」に改める。

第1条中「内規」を「細則」に改める。

第5条料金表入浴料の項中「100」を「150」に改める。

#### 附 則

この細則は、昭和53年5月9日から施行し、昭和53年5月1日から適用する。

○お茶の水女子大学出納官吏等の官職指定に関する内規の一部を改正する内規を次のように定める。

昭和53年5月11日

お茶の水女子大学長 市古 宙三

#### お茶の水女子大学出納官吏等の官職指定

#### に関する内規の一部を改正する内規

お茶の水女子大学出納官吏等の官職指定に関する内規の一部を次のように改正する。

第3条の「 表中	収入 官吏	附属図書館総務係長	附属図書館における文献複写料金の収納に関する事務	
		理学部学務係長	理学部附属臨海実験所における実験室および宿泊棟の使用料金の収納に関する事務	を

収入 官吏	附属図書館 総務係長	附属図書館における 文献複写料金の収納 に関する事務	に改める。
----------	---------------	----------------------------------	-------

#### 附 則

この内規は、昭和53年5月11日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

○お茶の水女子大学規則第10号

お茶の水女子大学学位規程（昭和38年4月制定）の全部を改正する規則を次のように定める。

昭和53年5月24日

お茶の水女子大学長 市古 宙三

#### お茶の水女子大学学位規則

#### 第1章 総 則

##### （趣旨）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）、第12条並びにお茶の水女子大学大学院規則第17条第2項及び第41条第2項の規定に基づき、お茶の水女子大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

（学位の種類）

第2条 本学において授与する学位は、修士及び博士とする。

2 修士の種類は、次のとおりとする。

文学修士

理学修士

家政学修士

3 博士の種類は、次のとおりとする。

学術博士

#### 第2章 修士の学位

##### （学位授与の要件）

第3条 本学大学院の修士課程を修了した者には、本学大学院規則の定めるところにより、修士の学位を授与する。

##### （学位論文の提出）

第4条 学位論文は、学長に提出するものとする。

2 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

3 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることができる。

##### （審査の付託）

第5条 学長は、学位論文を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託するものとする。

##### （審査委員会）

第6条 研究科委員会は、前条に規定する審査を付託されたときは、2人以上の審査委員で組織する審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員は、当該専攻の教授及び関連する科目の担当教授のうちから選出する。ただし、必要に応じ、当該研究科の助教授を審査委員とすることができる。

3 第1項に規定する審査委員には、当該研究科委員会が必要があると認めるときは、当該研究科の専任講師若しくは客員教授又は当該研究科以外の学内の教授、助教授若しくは専任講師を加えることができる。

4 審査委員会は、学位論文の審査及び試験に関する事項を行うものとする。

5 審査委員会の運営に関する事項は、各研究科委員会において定める。

##### （学位論文の審査の協力）

第7条 前条の学位の授与に係る学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得る事ができる。

##### （学位論文の審査及び試験等）

第8条 試験は、学位論文を中心として、これに関連するある授業科目について口答又は筆答により行うものとする。

2 審査委員会は、学位論文の審査の結果を前項の結

果とともに学年度末までに研究科委員会委員長に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第9条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決をするには、委員総数の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、長期出張中及び休職中のため出席することができない委員は、委員の総数に算入しないものとする。

3 学位の授与を議決するには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(研究科委員会委員長の報告)

第10条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、当該研究科委員会委員長は、その旨を学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第11条 学長は、前条の報告に基づいて、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(学位の名称)

第12条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「お茶の水女子大学」の本学名を学位に付記するものとする。

(学位授与の取消)

第13条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該研究科委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科委員会が前項の議決をする場合には、第9条第2項及び第3項の規定を準用する。

第3章 博士の学位

(学位授与の要件)

第14条 本学大学院の博士課程を修了した者には、本学大学院規則の定めるところにより、博士の学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者が、学位論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し本学大学院の博士課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学識を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された場合には、授与することができる。

3 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得しただけで退学した者が、再

入学しないで、博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。

(学位論文の提出)

第15条 前条第2項及び第3項に規定する者が博士の学位の授与を申請するときは、学位申請書に学位論文、論文要旨、論文目録、履歴書及び所定の学位論文審査手数料を添え、学長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項に規定する者が、退学後1年以内に学位論文を提出する場合には、学位論文審査手数料を納付することを要しない。

3 提出された学位論文及び既納の学位論文審査手数料は、還付しない。

(審査委員会)

第16条 研究科会議は、学長から学位論文の審査を付託されたときは、5人以上の審査委員で組織する審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員は、当該研究科の教授のうちから選出する。ただし、必要に応じ、当該研究科の助教授を審査委員とすることができる。

3 審査委員会は、学位論文の審査、試験及び学力の確認に関する事項を行うものとする。

(学力の確認)

第17条 学力の確認は、試問の方法により行うものとする。

2 前項に規定する試問は、口答又は筆答とし、外国语については2種類を課する。ただし、外国语については、審査委員会が特別の事由があると認めるときは、研究科会議の承認を得て、1種類のみを課することができる。

3 審査委員会は、前項本文の規定にかかわらず、学位の授与を申請する者の経歴及び提出論文以外の業績を審査して、学力の確認のための試問の一部又は全部を行う必要ないと認めるときは、研究科会議の承認を得て、その経歴及び業績の審査をもって学力の確認のための試問の一部又は全部に代えることができる。

(学力確認等の特例)

第18条 第14条第3項に規定する者が、退学後3年内に学位論文を提出した場合は、学力の確認を行わないことができる。

2 学位論文の審査の結果、その内容が不良であるときは、試験及び学力の確認を行わないことができる。

## (審査期間)

第19条 審査委員会は、次の各号に掲げる期間中に、学位論文の審査、試験及び学力の確認を終了しなければならない。

- 一 本学大学院の博士課程修了予定の者にあっては、学年度末までとする。
- 二 第14条第2項及び第3項に規定する者にあっては、学位論文を受理した日から1年以内とする。

## (審査委員会の報告)

第20条 審査委員会は、学位論文の審査、試験及び学力の確認を終了したときは、直ちに、学位論文の内容の要旨、審査の要旨、試験の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を添えて、研究科長に文書で報告しなければならない。ただし、第14条第2項及び第3項に規定する者の場合は、学力の確認の結果の要旨も併せて添付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第18条各項の規定に該当する場合は、当該要旨の添付を要しない。

## (学位論文の要旨等の公表)

第21条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

## (学位論文の公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科会議の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを作成公表することができる。この場合、研究科は、その論文の全文を求めるに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により学位論文を公表する場合には、お茶の水女子大学審査学位論文であることを明記しなければならない。

## (学位授与の報告)

第23条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、文部大臣に所定の報告をし、学位簿に登録する。

## (規定の準用)

第24条 博士の学位に係る学位論文の提出、審査の付託、審査委員会、学位論文の審査の協力、学位論文の審査及び試験等、研究科会議の審議、研究科長の

報告、学位の授与、学位の名称並びに学位授与の取消等については、第4条、第5条、第6条第3項及び第5項、第7条、第8条第1項、第9条、第10条、第11条、第12条並びに第13条の規定を準用する。この場合において、第4条第2項中「1編」とあるのは「正副各1編」と、第5条、第6条第3項、第9条第1項、第10条及び第13条中「研究科委員会」並びに第6条第5項中「各研究科委員会」とあるのは、それぞれ「研究科会議」と、第9条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「構成員」と、第10条中「当該研究科委員会委員長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

## 第4章 雜 則

## (学位記の様式)

第25条 学位記の様式は、別記様式第1号、第2号及び第3号のとおりとする。

## 附 則

この規則は、昭和53年5月24日から施行する。ただし、改正後の第14条第2項及び第3項、第15条、第17条、第18条、第19条第2号並びに第20条第1項ただし書き及び第2項の規定は、第14条第1項の規定による学位を授与した日から施行する。

## 別記様式第1号

## 第3条の規定により授与する学位記の様式

○ 修 第	本 学 大 学 院 ○ ○ 研 究 科 ○ ○ 專 攻 の 修 士 課 程 に お い て 所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の 審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の で ○ ○ 修 士 の 学 位 を 授 与 す る	學 位 記 記 名 氏 姓 名 年 月 日 年 月 日 生 年 月 日 印
お茶の水女子大学		本籍(都道府県名)

## 別記様式第2号

第14条第1項の規定により授与する学位記の様式

博甲第 号	論文題目	年 月 日	お茶の水女子大学	印	学 位 記	本籍(都道府県名)	氏 名	年 月 日生
本学大学院人間文化研究科○○専攻の博士課程を修了したので学術博士の学位を授与する								

## 別記様式第3号

第14条第2項又は同条第3項の規定により授与する学位記の様式

博乙第 号	論文題目	年 月 日	お茶の水女子大学	印	学 位 記	本籍(都道府県名)	氏 名	年 月 日生
本学に学位論文を提出し、その審査及び試験に合格しがつ所定の学力を有するものと認定したので学術博士の学位を授与する								

○お茶の水女子大学奨学基金運営内規の一部を改正する内規を次のように定める。

昭和53年6月13日

お茶の水女子大学長 市古 宙三

お茶の水女子大学奨学基金運営内規の一部を改正する内規

お茶の水女子大学奨学基金運営内規の一部を次のように改正する。

第2条の表中「辻村・木原・松元奨学基金」を「辻村・木原・松元・稻垣奨学基金」に改め、同基金の項目沿革の第4号の次に次の1号を加える。

五 昭和53年5月本学元教授稻垣長典氏が退官の記念に本基金の趣旨に賛同し本学に寄附す。

同表の石川奨学基金の基金の次に次の基金を加える。

稻垣 奨学 基金	昭和53年5月本学元教授稻垣長典氏が退官の記念に大学院博士課程における生活環境にかかわる研究を奨励することを目的として本学に寄附す。	本学大学院人間文化研究科において生活環境にかかわる研究に従事し、その成績顕著な者とする。
----------------	--	--

第5条合同審査委員会の表中「家政学部長」を「家政学部長 大学院人間文化研究科長」に、「5名」を「6人」に、「より1名宛とする。」を「から各1人。」に改める。

同条審査委員会の表中「辻村・木原・松元奨学基金」を「辻村・木原・松元・稻垣奨学基金」に、「名」を「人」に改め、同表の石川奨学基金の基金の次に次の基金を加える。

稻垣 奨学 基金	大学院人間文化研究科長	関係教官4人ないし6人	研究科長が推薦する。
----------------	-------------	-------------	------------

第12条を次のように改める。

第12条 合同審査委員会及び稻垣奨学基金審査委員会に関する事務は庶務課において、審査委員会(稻垣奨学基金審査委員会を除く。)に関する事務は当該委員長の属する学部の事務部において処理するものとする。

附 則

この内規は、昭和53年6月13日から施行する。

○お茶の水女子大学規則第11号  
お茶の水女子大学館山野外教育施設使用細則を次のように定める。

昭和53年6月16日

お茶の水女子大学長 市古 宙三  
お茶の水女子大学館山野外教育施設使用  
細則

## (趣旨)

第1条 お茶の水女子大学館山野外教育施設（以下「野外教育施設」という。）の使用については、この細則の定めるところによる。

## (目的)

第2条 野外教育施設は、本学の学生、生徒、児童及び幼児（以下「学生等」という。）の体育実習、校外教育、体力増進並びに職員の研修、健康増進を図るために使用することを目的とする。

## (使用の範囲)

第3条 野外教育施設を使用できる者は、本学の学生等及び職員とする。ただし、当該施設の設置目的に支障のない範囲内で、本学職員の家族及びその他学長が特に許可した者に使用させることができる。

## (使用の許可)

第4条 野外教育施設を使用しようとする者は、所定の使用申請書を、事前に、会計課に提出し、使用許可書の交付を受けなければならない。

## (使用の変更又は中止の承認)

第5条 前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用日等を変更し、又は使用を中止しようとするときは、直ちに会計課に申し出て、その承認を受けなければならない。

## (使用料等)

第6条 使用者は、別表に定める使用料金を会計課に納入しなければならない。ただし、使用者が本学の学生等及び職員の場合には使用料は徴収しないほか、本学の授業で使用する場合には維持費は徴収しないものとする。

2 使用料金は前納とし、納入済の使用料金は返還しない。ただし、使用料以外の料金については、病気、悪天候、公務、その他やむをえない理由で使用できなくなった場合には、その3分の2に相当する額を返還することができる。

## (使用者の義務)

第7条 使用者は、この細則及び別に定める使用心得を遵守しなければならない。

## (使用許可の取消)

第8条 学長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることがある。

一 使用者がこの細則及び使用心得に違反したとき

二 使用申請書の記載事項と事実が相違したとき

三 その他使用させることが不適当と認めたとき

## (損害賠償)

第9条 使用者は、故意又は重大な過失により野外教育施設の施設、物品等を滅失、損傷又は汚損したときは、その損害について弁償しなければならない。

## 附 則

この細則は、昭和53年6月16日から施行する。

## 別表

区分	摘要	料金		備考
		学生等及 び職員 の者	その他	
宿泊の場合 (1人1泊に付)	使用料	一	60	(1) 1泊は、10時から翌日の10時まで
	維持費	320	460	(2) 洗濯代は、5日単位の料金
	洗濯代	180	180	(3) 冬季暖房は、通常、12月から翌年の3月まで
	暖房費	100	100	
日帰りの場合 (1人1回に付)	使用料	一	20	(1) 日帰りは、10時から18時まで
	維持費	100	130	(2) 冬季暖房は、通常、12月から翌年の3月まで
	暖房費	50	50	

## ○お茶の水女子大学規則第12号

お茶の水女子大学理学部極低温実験室規程及びお茶の水女子大学理学部極低温実験室運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和53年6月17日

お茶の水女子大学長 市古 宙三

## お茶の水女子大学理学部極低温実験室規程及びお茶の水女子大学理学部極低温実験室運営委員会規程の一部を改正する規程

（お茶の水女子大学理学部極低温実験室規程の一部改正）

第1条 お茶の水女子大学理学部極低温実験室規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「1名」を削り、同項第2号を次のように改め、同項第3号中「若干名」を「若干人」に改める。

## 二 保安監督者

第4条第3項中「高圧ガス作業主任者」を「保安監督者」に改める。

第5条第2項中「高圧ガス作業主任者」を「保安監督者」に改める。

（お茶の水女子大学理学部極低温実験室運営委員会規程の一部改正）

第2条 お茶の水女子大学理学部極低温実験室運営委員会規程の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改め、同条中「名」を

「人」に改める。

### 五 保安監督者

#### 附 則

この規程は、昭和53年6月17日から施行する。

## 人 事

#### ◎人事異動

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
<b>(採用)</b>			
53. 5. 16		秦野 悅子	文部教官(助手文教育学部)に採用する
53. 6. 1		牛脇ヒロミ	文部教官(助手家政学部)に採用する
<b>(昇任)</b>			
53. 5. 1	文部事務官 (会計課)	浜田 光美	庶務課大学院係学務主任に昇任させる
"	"	行木 邦夫	会計課出納係給与主任に昇任させる
"	文部事務官 (庶務課庶務係主任)	古賀 智	学生課課外活動係長に昇任させる
"	文部事務官 (施設課)	大貫 来	学生課学生係学生主任に昇任させる
53. 6. 1	文部教官 (助手家政学部)	服部 仁美	宇都宮大学講師教育学部に昇任させる
<b>(転任)</b>			
53. 5. 1	文部教官 (助手文教育学部)	龜田 温子	文部事務官(社会教育局婦人教育課)に転任させる
<b>(配置換)</b>			
53. 5. 1	文部事務官 (会計課用度係長)	栗山 優一	会計課総務係長に配置換する
"	文部事務官 (学生課課外活動係長)	中野 公敏	会計課出納係長に配置換する
"	文部事務官 (会計課出納係長)	高野 佳征	会計課用度係長に配置換する
"	文部事務官 (学生課)	村山 正栄	会計課に配置換する
"	文部事務官 (会計課)	菊池 政樹	施設課に配置換する
53. 6. 1	文部事務官 (家政学部)	吉成 政行	庶務課に配置換する
"	文部事務官 (庶務課)	堀江 順子	文教育学部附属高等学校に配置換する
"	文部事務官 (庶務課)	田代 和敏	家政学部に配置換する
<b>(併任)</b>			
53. 6. 1	文部教官 (教授家政学部)	津守 真	家政学部長に併任する 併任の期間は昭和55年5月31日までとする 評議員に併任する 併任の期間は昭和55年5月31日までとする
"	"	藤巻 正生	評議員に併任する 併任の期間は昭和54年9月30日までとする
53. 6. 5	文部事務官 (庶務課)	伊藤 公明	学術国際局ユネスコ國際部企画連絡課に併任する

#### (併任解除)

53. 6. 1	文部教官 (教授家政学部)	津守 真	評議員の併任を解除する
<b>(辞職)</b>			
53. 6. 15	文部事務官 (文教育学部 附属中学校)	吉越 昌子	辞職を承認する

#### ◎学内委員

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
53. 6. 1	教 授	平野 孝	史学科主任を命ずる
"	"	青木 和夫	" 免ずる
"	教育学科2年	門脇 朝恵	学生会館運営委員会委員を委嘱する 任期は昭和54年5月31日までとする
"	児童学科2年	杉本 恵子	"
"	家庭經營学科3年	本城千恵子	"
"	児童学科2年	石橋 知子	"
"	地理学科2年	久保田美子	"
"	物理学科2年	山本 智恵	"
"	教 授	式 正英	予算委員会委員を命ずる 任期は昭和54年9月30日までとする
"	"	青木 和夫	予算委員会委員を免ずる
"	"	浅見千鶴子	附属学校運営委員会委員を命ずる 任期は昭和55年5月31日までとする
"	"	津守 真	附属学校運営委員会委員を免ずる

#### ◎非常勤講師

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
<b>(採用)</b>			
53. 6. 1		真部久美子	講師(文教育学部附属高等学校)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする
"		相坂 浩子	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和53年10月8日までとする
<b>(任用更新)</b>			
53. 5. 1	講師 (文教育学部 附属小学校)	平野加代子	任用を更新する 任期は昭和53年6月30日までとする
<b>(辞職)</b>			
53. 5. 5	講師 (文教育学部 附属小学校)	五十嵐むつみ	辞職を承認する

#### ◎非常勤職員

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
<b>(採用)</b>			
53. 5. 1		杉本 恵子	事務補佐員(学生課)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする
"		近藤 佳代	事務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和53年5月31日までとする

53. 5. 1	野副由美子	教務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする	(配置換)				
"	国吉 栄	教務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする	53. 5. 1	臨時事務補佐員(会計課)	成毛 春美	事務補佐員(会計課)に配置換する 任期は昭和54年3月30日までとする	
"	宮崎佐和子	教務補佐員(大学院人間文化研究科)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする	53. 6. 1	事務補佐員(文教育学部附属高等学校)	山本みどり	庶務課に配置換する	
53. 5. 15	児子 洋子	教務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする	"	事務補佐員(理学部)	小野地登茂子	臨時事務補佐員(理学部)に配置換する 任期は昭和54年3月31日までとする	
53. 5. 16	太田 孝子	教務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする	"	教務補佐員(家政学部)	国吉 栄	臨時教務補佐員(家政学部)に配置換する 任期は昭和54年3月31日までとする	
"	小野 恵子	教務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする	(辞職)				
53. 5. 21	柳沢 幸子	事務補佐員(理学部)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする	53. 4. 30	事務補佐員(学生課)	中島美知子	辞職を承認する	
53. 6. 1	峰岸 由紀	教務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする	53. 5. 2	教務補佐員(家政学部)	細見 博子	"	
"	中塙みゆき	事務補佐員(文教育学部附属幼稚園)に採用する 任期は昭和53年7月14日までとする	53. 5. 10	"	大村 典子	"	
"	味村 京子	"	53. 5. 15	教務補佐員(文教育学部)	秦野 悅子	"	
"	田中都慈子	教務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする	53. 5. 19	事務補佐員(理学部)	古沢 和江	"	
53. 6. 16	吉岡 真弓	事務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする	53. 5. 31	教務補佐員(文教育学部)	奥山けい子	"	
(任用更新)				"	教務補佐員(家政学部)	牛脇ヒロミ	"
53. 6. 1	教務補佐員(家政学部)	佐柳 マリ 任用を更新する 任期は昭和54年3月31日までとする					

## 学 事

### ○ 昭和54年度お茶の水女子大学大学院家政学研究科(修士課程)

#### 学 生 募 集 要 項

##### 1. 専攻名及び募集人員

専攻名	募集人員
児童学専攻	8
食物学専攻	8
被服学専攻	8
家庭経営学専攻	6

##### 2. 修業年限 2年

##### 3. 出願資格 下記該当の女子とする。

- (1) 大学を卒業した者(昭和54年3月卒業見込みの者を含む)
- (2) 本学の大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。

##### 4. 出願手続

- (1) 入学願書 用紙は本学で交付。
- (2) 卒業証明書または卒業見込証明書
- (3) 推・薦書 指導教官または主任教官等により作製されたもの(形式随意用紙はB5版縦長横書とする。)

- (4) 調査書 大学院修士課程入学者選抜実施要項に基づく調査書 用紙は本学で交付。
- (5) 健康診断証明書 用紙は本学で交付。
- (6) 写真 上半身、出願前3か月以内に撮影したもの。大きさは名刺型。本学から交付する台紙にはる。
- (7) 受験許可書 在職中のものは所属長の許可書を添えること。  
前記書類を一括し、入学検定料を添え所定の期日までに本学に提出のこと。  
出願書類等郵送の場合は必ず書留郵便とし「大学院家政学研究科入学願書在中」と朱書すること。  
検定料(10,000円)は定額小為替とし受取人欄に「お茶の水女子大学」とだけ記入し同封すること。  
また、返信用封筒(あて先を表記し50円切手を貼付。)を同封のこと。

## 5. 選考期日・出願期日・願書受付場所

区分 専攻名	第1次募集		第2次募集		備考
	選考期日	出願期間	選考期日	出願期間	
児童学専攻					
食物学専攻	昭和53年 10月12日(木)	昭和53年9月22日(金) ~ 昭和53年9月28日(木)	昭和54年 2月1日(木)	昭和54年1月16日(火) ~ 昭和54年1月22日(月)	各専攻で第1次募集の合格者が定員に満たない場合には第2次募集を行うことがある。
被服学専攻					
家庭経営学専攻					

- (1) 郵送の場合は出願期間最終日の消印のあるものは受付ける。
- (2) 受付時間 平日 午前9時~午前11時30分 午後1時~午後3時30分  
土曜日 午前9時~午前11時30分
- (3) 受付場所 〒112 東京都文京区大塚2丁目1番1号 TEL 03(943)3151(大代表)  
本家政学部事務部(都バス大塚2丁目または地下鉄茗荷谷下車)

## 6. 日時割及び試験場所

## (1) 学科試験・口述試験

専攻名	外國語 9.30~11.00	学科筆記試験 13.00~16.00	口述試験 16.10~
児童学専攻		児(第一以外の外国語で外国語科目に入っているもの)	(1)児童学(発達・保健・臨床・福祉・保育) (2)論文 ☆
食物学専攻			(1)一般化学 (2)栄養学・食品学・食品貯蔵学・調理学
被服学専攻	被服科学を中心とするもの	第一外国語(英・独・仏の内一) ※第二外国語	(1)一般化学(無機・有機・物理化学) (2)被服材料学(繊維化学を含む)・被服整理学(染色化学を含む) (3)論文
	被服美学・被服構成学を中心とするもの		(1)服飾美学(服飾史を含む)・被服構成学のいずれか1科目 (2)論文
家庭経営学専攻		食・被・家経(英・独・仏の内第一以外のもの)	(1)家政学原論・家庭経済学・家族関係学 (2)論文

※ 第二外国語の内容は専門に関連するもので受験に際しては辞書を携行して差支えない。

☆ 児童学専攻志願者は、口述試験の際に、学部卒業者は卒業研究または本人の研究成果を示すものを持参すること。

上記の選択科目については出願の際届出るものとする。

(2) 試験場所 お茶の水女子大学(東京都文京区大塚2丁目1番1号)

7. 検定料・入学料及び授業料 検定料 10,000円 入学料 60,000円 授業料(年間) 144,000円

#### 8. 合格者発表

第1次募集で合格した者には昭和53年10月19日(木)、第2次募集を行った場合は昭和54年2月8日(木)頃本人に通知すると共に学内にその氏名を掲示する。

#### 9. 健康診断

健康診断は健康診断書による。この診断書による検査の結果、本学において更に必要を認めた者に対しては診断を行う。

#### 10. 注意事項

(1) 出願書類等の請求または照会のあて先はすべて本学「家政学部事務部」とし返信用封筒(あて先を表記し50円切手を貼付)を同封すること。

(2) 出願手続き後の書類変更や検定料の払いもどしができない。

(3) 第2次募集実施の有無は第1次の合格発表と同時に発表する。

## 諸報

### ○海外渡航

所属・職名	氏名	渡航先国	渡航目的	期間	渡航種別
家政学部教授	福場 博保	大韓民国	韓国食品工業学会創立10周年大会出席のため	53. 5. 25 53. 5. 28	研修
"	山西 貞	ギリシャ共和国 アメリカ合衆国	「食物・飲物のフレーバーに関する化学と工業」国際会議出席及び米国農務省西部研究所訪問	53. 6. 25 53. 7. 11	"

### ○名誉教授の称号授与について

本年4月1日停年退官された下記元教授に本学名誉教授の称号が授与された。

記

(授与年月日)	(氏名)	(元官職)
53. 4. 26	稻垣 長典	本学家政学部教授
53. 5. 24	井本 農一	本学文教育学部教授

### ○部局長の更迭について

家政学部長の異動が次のようにあった。

(新任) 津守 真教授——6月1日就任

(前任) 田辺義一教授——5月31日期満了

### ○建物新営について

昭和52年度新営工事として、次表のとおり建物が竣工した。

建物の名称	延面積	構造
理学部2号館	2,816	鉄筋コンクリート造り6階建
電子計算機センター	507	" 2階建
館山野外教育施設	277	木造平屋建

### ○扶養手当に係る所得限度額について

昭和52年12月施行の給与法の一部改正により、扶養

手当支給要件の一である扶養親族の所得限度額が「65万円」から「69万円」に改められています。この改正により、新たに支給要件を満たすこととなった被扶養者又は所得が増えて支給要件を欠くこととなる被扶養者がある場合には、速やかに庶務課人事係で手続きしてください。

○ 新任者住所

○ 職員の住所変更

## 日誌（抄）

- 5月1日(月) 家政学部教授会
- 2日(火) 一般教育委員会
- 4日(木) 施設計画委員会
- 8日(月) 昭和53年度国立大学図書館協議会東京地区総会（於東京医科歯科大学）
- 9日(火) 事務連絡会、一般教育委員会建物小委員会、R I 実験室運営委員会、極低温実験室運営委員会
- 10日(水) 大学院人間文化研究科会議、入試委員会小委員会、放射線使用者に対する血液検査・皮フ検査、第51回関東甲信越琉地区国立学校施設部課長会議（於東京農工大学）
- 11日(木) 部局長会議
- 12日(金) 廉水管理委員会、学生委員会、学生連絡協議会
- 15日(月) 関東甲信越地区国立大学事務局長会議（於本学）
- 16日(火) 大学院奨学生選考委員会
- 17日(水) 各学部教授会、国立7大学理学部事務長会議（於岡山大学）
- 18日(木) 部局長会議
- 18日(木)  
19日(金)} 国立7大学理学部長会議（於岡山大学）
- 19日(金) 一般教育委員会建物小委員会
- 22日(月) 臨海実験所運営委員会、昭和53年度国立大学事務局長会議（於国立教育会館）
- 23日(火) 入試委員会
- 23日(火)  
24日(水)} 昭和53年度文部省共済組合全国主管課長会議（於虎の門共済会館）
- 24日(水) 評議会、予算委員会
- 25日(木) 学生委員会、第4回東京地区国公立大学入学主幹入試担当課長会議（於東京農工大学）、昭和53年度共済組合東京地区共同事業実施運営委員会（於一橋

大学)	19日(月) 昭和53年度社会教育主事講習運営委員会
26日(金) 昭和53年度前期分授業料免除選考委員会	20日(火) 国立大学協会第62回総会(於国立教育会館)
29日(月) 昭和53年度国立学校経理部課長会議	21日(水) 学寮委員会, 保健管理センター運営委員会, 教職課程委員会, 附属学校運営委員会(持ち廻り)
30日(火) (於国立科学博物館)	21日(水) 学寮委員会, 保健管理センター運営委員会, 教職課程委員会, 附属学校運営委員会(持ち廻り)
30日(火) 学寮委員会, 学寮協議会, 附属学校運営委員会(持ち廻り), 昭和53年度留学生交流研究協議会(於駒場留学生会館)	22日(木) 国立大学長会議(於国立教育会館)
31日(水) 人文科学研究科委員会, 各学部教授会, 定例学生大会	23日(金) 入試委員会, 国立大学協会第29回事務連絡会議(於国立教育会館)
6月1日(木) 昭和53年度国立大学施設担当部課長会議(於東京青山会館), 昭和53年度国立大学学生部次長・課長会議(於一橋講堂)	26日(月) 第5回東京地区国公立大学入学主幹入試担当課長会議(於東京医科歯科大学)
2日(金) 5日(月) 1年生補導委員会, 食物化学研究所運営委員会	27日(火) 学寮委員会, 学寮協議会, 女性文化資料館運営委員会, お茶の水女子大学リモート・バッヂ・ステーション開通式, 東京大学大型計算機リモート・バッヂ・ステーション連絡会
5日(月) 学生定期健康診断	27日(火) 昭和53年度関東甲信越地区国立大学赤城山寮運営委員会(於群馬大学)
7日(水) 6日(火) 学長, 大山寮において「お茶の水女子大学の今昔」と題して講演	28日(水) 教務委員会, 一般教育委員会, 図書館運営委員会
7日(水) 評議会, 部局長会議, 館山施設計画委員会	30日(金) 入試委員会小委員会
7日(水) 国立学校・所轄機関等庶務部課長会議	
8日(木) (於一橋講堂)	
8日(木) 施設計画委員会, 附属学校運営委員会	
9日(金) 学生委員会, 学生連絡協議会, 昭和53年度大学入学者選抜関係事項等説明協議会(於詫壳ホール)	
10日(土) 東京地区国公立大学体育大会開会式(於東京大学教養学部)	
10日(土) 11日(日) 大山寮祭(紫陽祭)	
12日(月) 学部1年1次奨学生選考委員会, 電子計算機室運営委員会	
13日(火) 事務連絡会, 教務委員会	
14日(水) 大学院人間文化研究科会議, 各学部教授会	
14日(水) 第25回国立大学図書館協議会総会(於筑波大学)	
16日(金) 名誉教授称号授与式, 部局長会議	
15日(木) 第66回東京地区国公立大学厚生補導部課長会議(於東京学芸大学)	
16日(金) 昭和53年度国立大学一般教育担当部局協議会(於宮崎大学)	
17日(土) 評議会(於宮崎大学)	
17日(土) 評議会	